

和指第867号
令和6年3月19日
(2024年)

各介護保険サービス事業所・施設開設者様

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出期限の延長
について(通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度の介護報酬改定に伴い、新設又は算定基準の変更等が行われた加算等を算定する場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要となる場合があります。

居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の介護給付費算定に係る体制等に関する届出については、一部の居住系サービスを除き、算定する月の前月の15日までに、介護保険施設等の居住系サービスにあっては、算定する月の前月の末日までに届出が必要と定められていますが、**令和6年4月1日から算定を開始する加算等について、現時点では同年4月15日(月)まで提出期限を延長**しますので、お知らせいたします(介護職員処遇改善加算等の計画書の届出については、4月15日(月)まで)。

令和6年4月及び6月改定を踏まえた、各種様式等の本市ホームページへの掲載については、現在準備中となっております。準備が整い次第、各法人宛てに通知する予定ですので、今しばらくお待ちください。

なお、令和6年度の介護報酬改定に係る情報については、厚生労働省発出の「介護保険最新情報」や厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、各法人におかれましてはご確認いただき、届出に係る事前準備を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

※「介護保険最新情報」については、本市ホームページ「介護サービス事業者の方へ」内に、厚生労働省のホームページのリンクを貼っています(ページ番号:1002998)。

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/index.html>

※本通知については、各法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所等には貴職から周知をお願いします。

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市 指導監査課 介護事業所指定班
電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320
Eメール: shidokansa_hojin@city.wakayama.lg.jp